

債務整理を弁護士に依頼するメリット

1. 貸金業者からの督促が止まります。
2. 将来の利息を支払う必要がありません。
3. 借金の残高を減額できる可能性があります。
4. 過払いがあれば、回収します。

債務整理の3つの方法

任意整理	個々の債権者との間で、弁済金額や弁済方法・時期について交渉し、和解していく方法。
破産	債務者が支払不能となった場合に、債務者の財産を換価・処分して債権者に分配する手続。
民事再生	債権者の同意のもとに再生計画を決定して、再建を図る手続。

手続の比較

	任意整理	再生	破産
返済	元金金額	5分の1程度	なし
返済期間	3～5年間	3年又は5年	なし
手続期間	半年から1年 <small>※受任から和解までの目安</small>	1年程度 <small>※受任から認可決定までの目安</small>	約1年
資産	そのまま	そのまま	換価される
仕事・資格制限	なし	なし	あり
ブラックリスト	載る	載る	載る

手続費用

手続	報酬	実費
任意整理 (個人)	1社(負債500万円以下)あたり 4.2万円(税込)	1万円
任意整理 (事業者)	1社あたり6.3万円(税込)	
破産 (個人)	18.9万円(税込)~	3.5万円 (管財時予納金 20万円)
破産 (法人)	52.5万円(税込)~	
再生 住宅ローンあり	37.8万円(税込)~	4万円 (再生委員費用 15万円)
再生 住宅ローンなし	29.4万円(税込)~	

任意整理とは？

- 個々の借入先との間で、弁済金額や方法、時期について交渉し、和解していく方法。
- 和解の準備や交渉の進む速さも、和解が成立する時期や支払開始・終了時期等も、借入先ごとに異なります。

任意整理のメリット・デメリット

メリット

- 取立てが止まる
- 利息制限法に従って債務を計算し直す(大幅減額の可能性もある)
- 柔軟な返済計画

デメリット

- 交渉や合意に応じない借入先に、和解を強制できない
- 和解しようとしてくれない借入先に、給料等を差し押さえられる可能性がある
- 返済をしていかなければならない

手続の流れ

委任契約



履歴開示と引き直し計算



交渉と合意



返済開始



返済完了

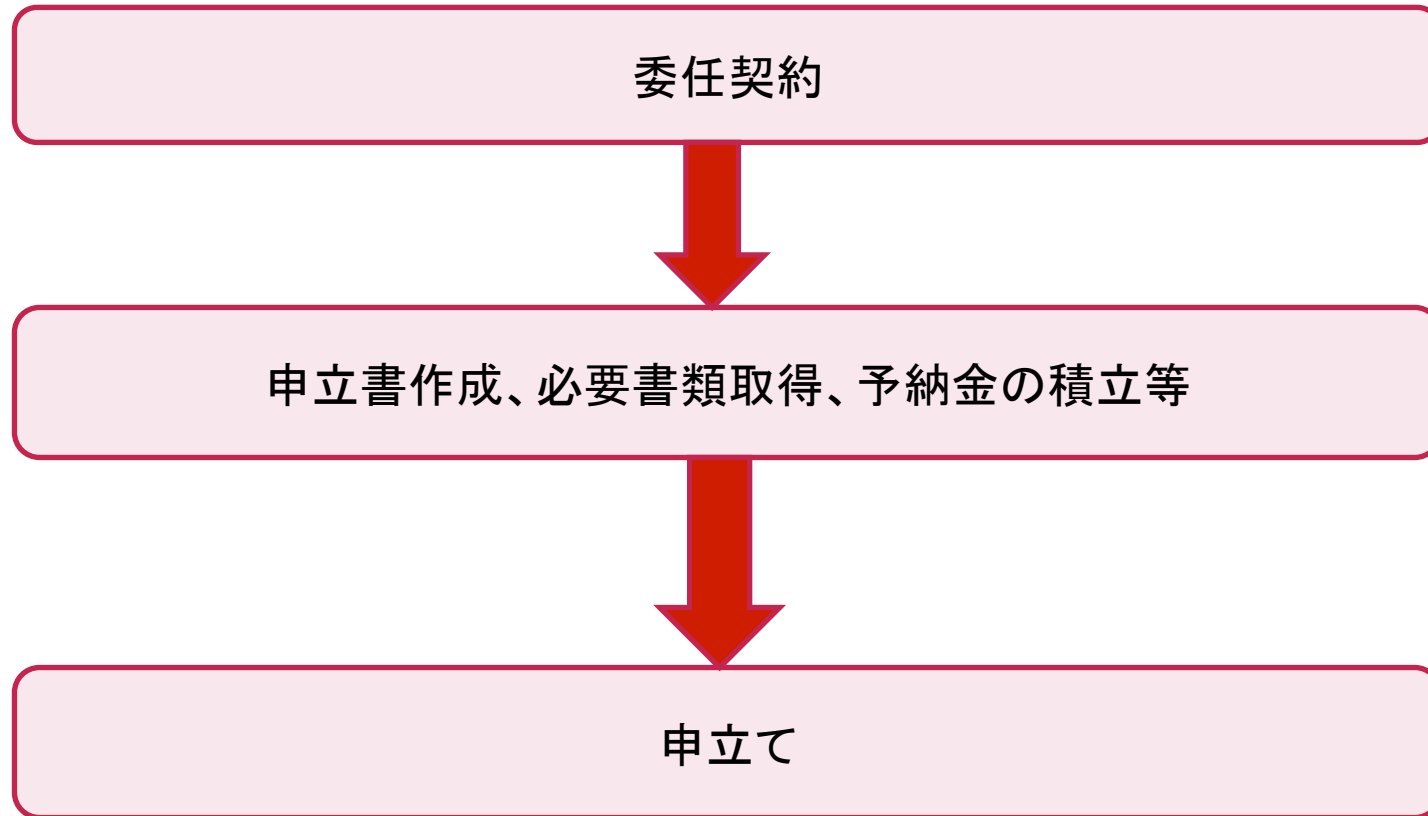
破産とは？

★支払い不能となった債務者が、資産を処分して返済に充てた上で、借金を免除して貰う裁判所の手続です。

★破産手続においては、基本的に借金を返済する必要がなくなります。

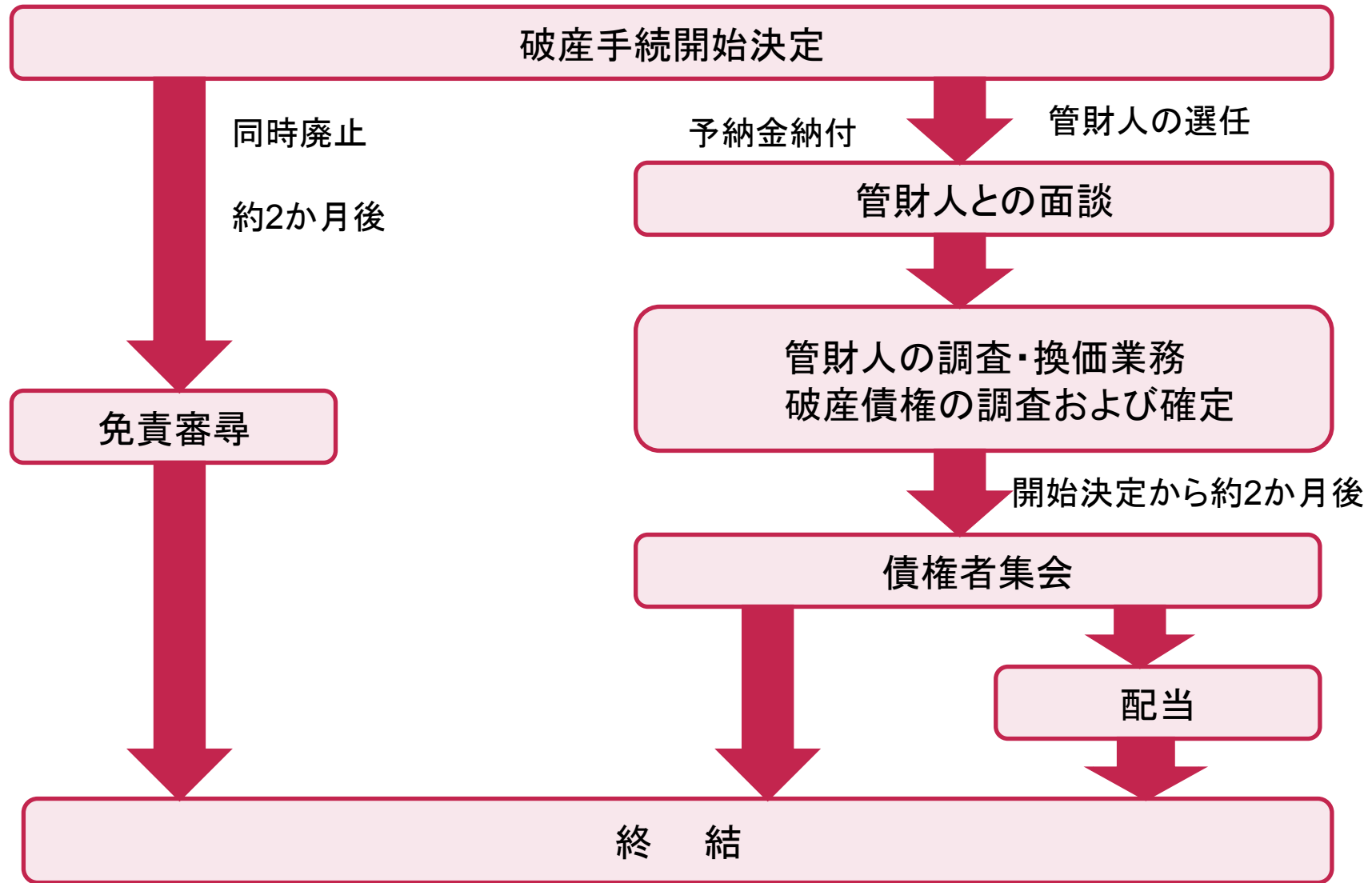
★破産手続の目的は、自分の資産や収入では借金が返済できなくなった人について、返済を免除することで、経済的に立ち直れるようにすることです。

手続の流れ(申立てまで)



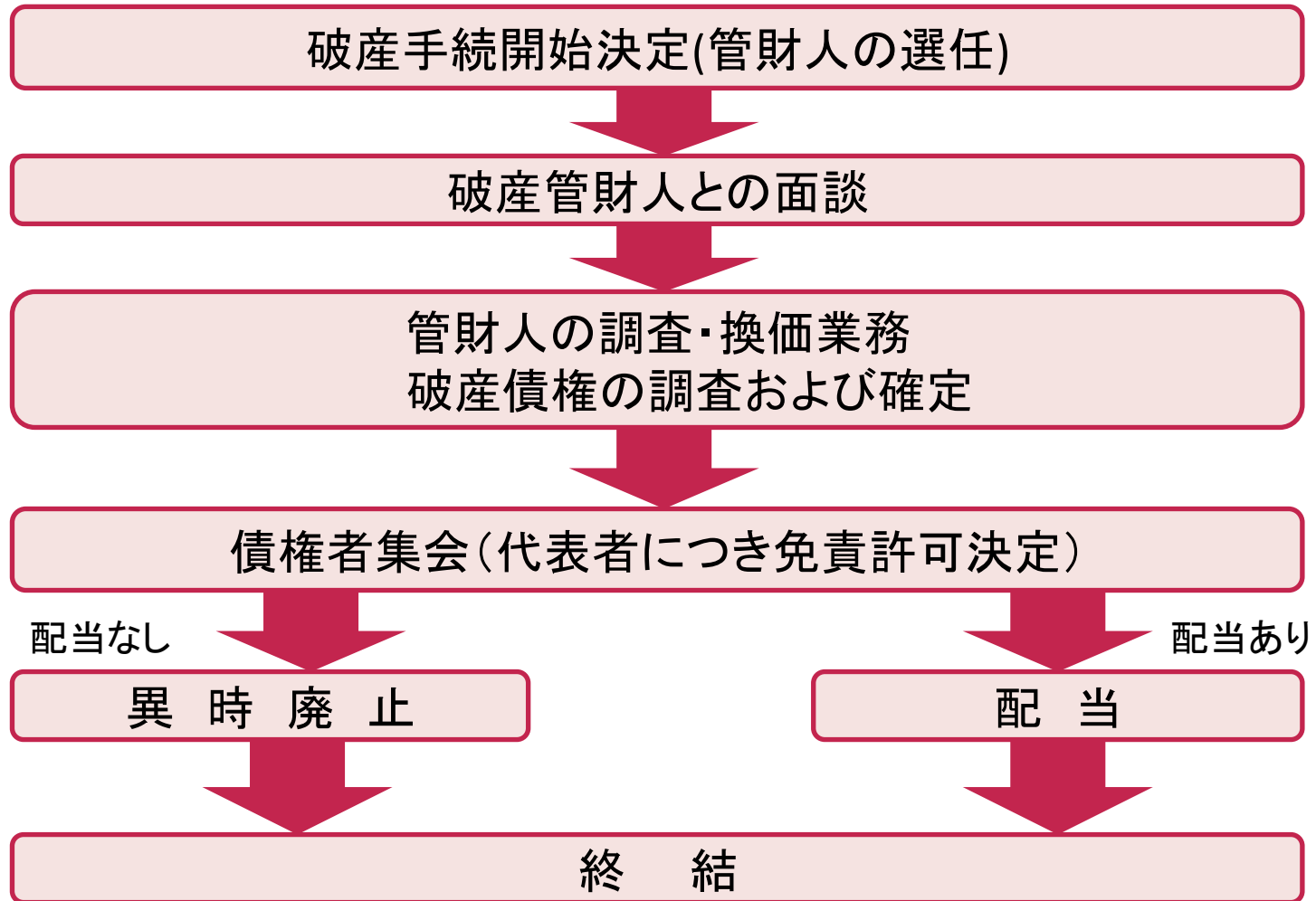
個人

手続の流れ(申立て後)



法人

手続の流れ(申立後)



必要書類(個人)

【人物の特定について】

住民票

【収入について】

給与明細
源泉徴収票
課税・非課税証明書
年金受給証明書
生活保護受給証明書など

【資産について】

通帳
不動産登記簿謄本
自動車検査証
保険証券
退職金計算書

必要書類(法人)

【法人について】

商業登記簿謄本

不動産登記簿謄本

税金の申告書控え(直近2期分)

保険証券

印鑑類(代表印、社印)

預金通帳 など

個人再生とは？

- 裁判所に認められた再生計画に基づいて、一定の借金を免除してもらう方法です。
- 残った借金は、原則3年で返済します。
- 個人再生には、2通りの手続きがあります。
 - 1、小規模個人再生手続
 - 2、給与所得者等再生（サラリーマン等）

個人再生のメリット・デメリット

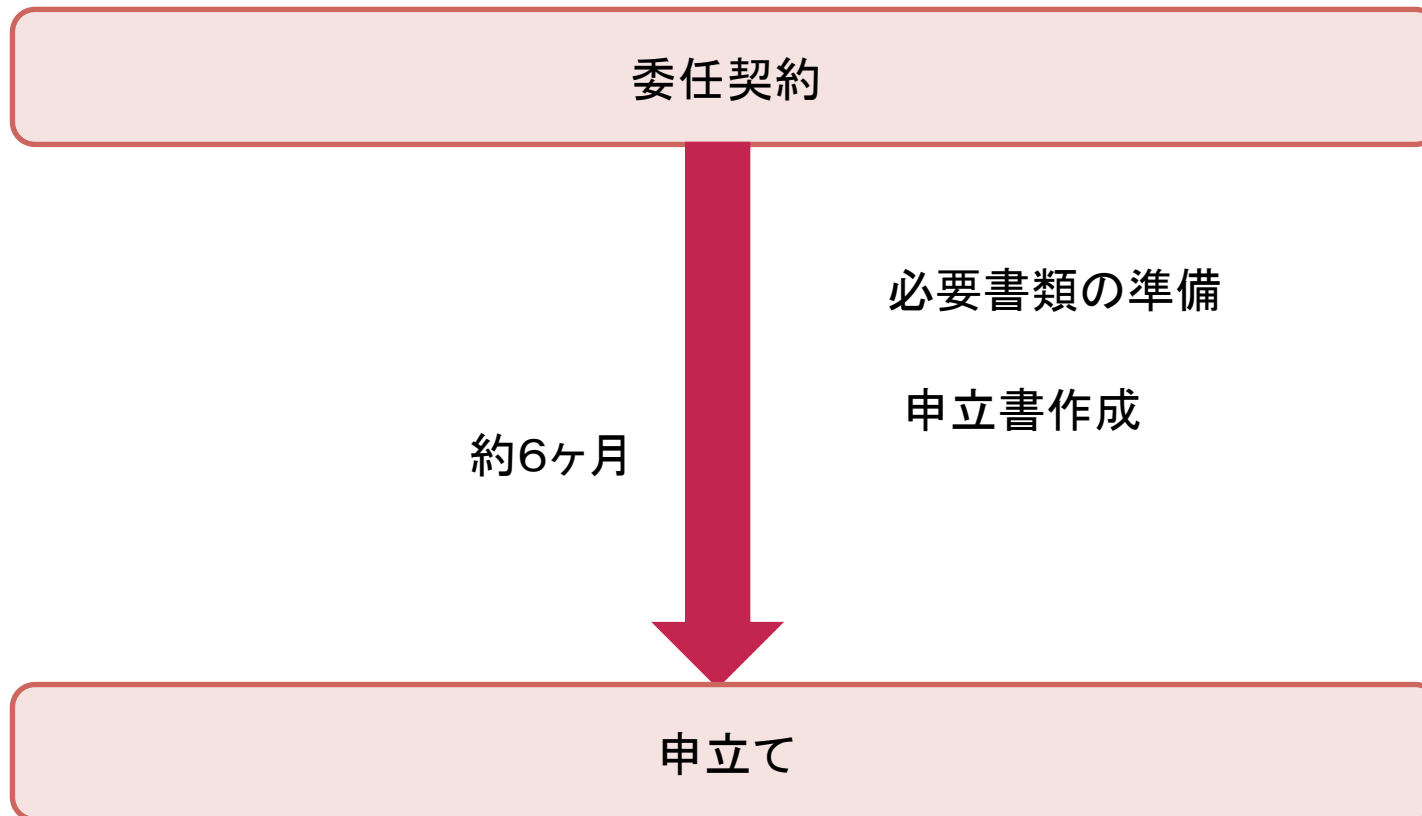
メリット

- 取り立てが止まる
- 債務が大幅に減額される(最大約8割カット)
- 給与の差押えが止まる
- 住宅を維持できる

デメリット

- 将来において安定した収入が必要
- 手続きが複雑なため、費用と時間がかかる
- 官報に住所と名前が掲載される

手続の流れ(申立て前)



申立に必要な書類

【人物の特定について】

- ・住民票

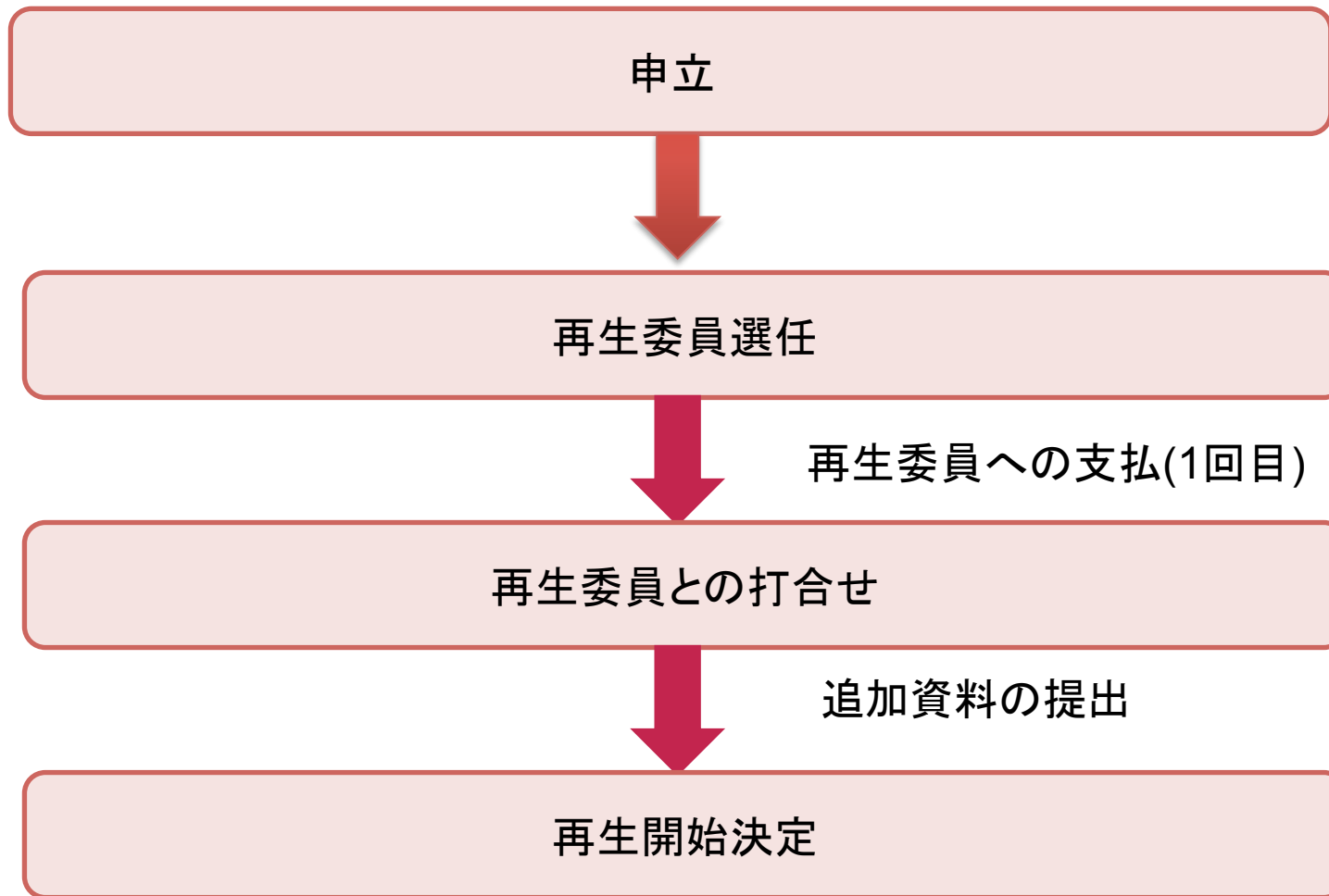
【収入について】

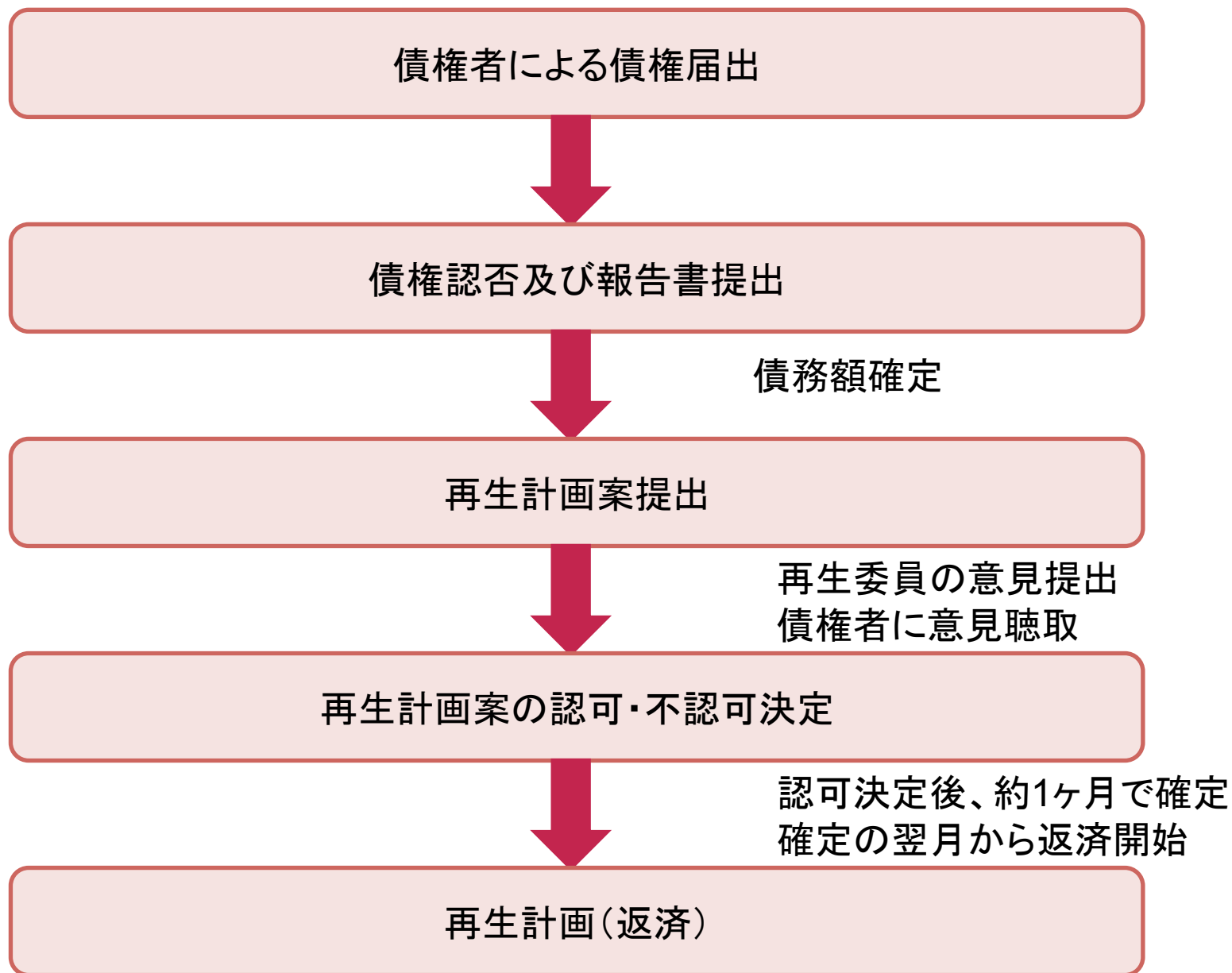
- ・源泉徴収票(直近2年分) または 確定申告書(直近2年分)
- ・給与明細書(直近2ヶ月分)

【資産について】

- ・預貯金通帳(直近2年分)
- ・不動産登記簿謄本・住宅ローン契約書・返済計画表 または 賃貸借契約書
- ・保険(生命、医療、自動車等)の証書
- ・自動車の車検証、自動車の査定書
- ・退職金見込額証明書 など

手続の流れ(申立後)





利息の引き直し計算 ～利息制限法に従った計算～

- 利息制限法が、利息の上限を規制している。
 - 年利15～20パーセントが上限金利。
 - 多くの業者はこの法律に違反して、上限を超えた利息を取ってきた。
- 利息制限法に従ってこれまでの利息・元金の計算を見直す必要がある。これを利息の引き直しと言います。

引き直し計算の流れ

※利息制限法違反の場合

- ① 当初の返済金額のうち、利息制限法の上限までの金額を利息の支払いとして扱う(＝利息が減る)。
- ② 利息制限法の上限を超えた分の返済金は、債務の元本の支払いに充当する(＝元本が減る)。
- ③ ②で減った元本を前提に、その後の利息はさらに利息制限法に沿って計算する(＝利息が減る)。
- ④ 上限を超えた返済金は、元本の支払いにまた充当する(＝さらに元本が減る)。
- ⑤ この計算を取引の最後まで繰り返す。

